

令和6年度 大野中学校 生活のきまり

大野中学校生徒指導部

1 登下校の時刻

- (1) 朝活動の始まりは8時20分とする。
- ①生徒は遅くとも**8時15分までに教室**に入り、朝活動等の準備をして、席に着くこと。それ以後は遅刻扱いとなる。
 - ②必ず校門を通ること。(裏門からの登下校は禁止する。)
- (2) 平日の完全下校は16時40分とする。(部活動の生徒を除く。)
- 原則として16:35には教室を退出する。残留する場合は、先生の許可を得る。



2 服装・身なり ※制服には必ず記名をすること!

- (1) **男子**は日被連マーク入りの標準学生服で、**体型にあったもの**を着用し、ボタンは開けない。中は白のカッターシャツを着用する。合服は白の長袖シャツ。夏服は半袖の白のカッターシャツ(開襟シャツを含む)又は学校指定ポロシャツを着用する。ベルト(男子)は無地で派手でないものを着用する。

- ①ズボンはストレートで**体型にあったもの**を着用する。
- ②カッターシャツ・ポロシャツについて
 - ・体にあった大きさのものを着用する。
 - ・夏服はカッターシャツ及び学校指定ポロシャツ(外に出すタイプ)のどちらかを着用する。



女子は学校規定の通学服(夏用、冬用)を着用する。合服はブラウスにベスト。

- ①スラックス及びスカートいずれかを選択できる。スカートはつりをつけて着用し、**丈は膝の前後が完全にかくれる長さ**とする。
- ②ブラウス、ポロシャツについて
 - ・冬服・合服は白のブラウスを着用する。
 - ・夏服はセーラー服又は学校指定ポロシャツ(外に出すタイプ)のどちらかを着用する。
- ③棒タイは正しくつけること。第1ボタンをあけない。また、夏服時はセーラー服の場合、リボンを着用する。

共通

- ①シャツやポロシャツは、袖をまくり上げないこと。(ノースリーブのような状態にしない)
- ②合服は、長袖を着て袖を曲げるときには肘上まできれいに折る。
- ③下着(肌シャツ)について
 - ・健康衛生面上、**無地で派手でないもの**を必ず着用する。ただし、**体操服を下着のかわりにしない。**
- ④学生服の下にジャージを着ない。また、ズボン・スカートの下にもジャージを着ない。
- ⑤装飾品(ピアス、イヤリング等)を付けない。また、手首・足首等には何も付けない。

(2) 防寒着、防寒具等について

- ①セーター、トレーナー、ベストは白、黒、紺、茶、灰の5色程度とし、無地のものを制服の袖、裾から見えないように着用する。(女子のセーターは棒タイが見えるように着用する。)
- ②手袋、マフラー、ネックウォーマーは許可する。(校舎内では使用しない。)
- ③カイロは遊び道具にせず、**必要以上に表に出さない。校内には捨てずに持って帰ること。**
- ④冬場の指定された期間に、外側に羽織る防寒着を許可する。
- ④ストッキングはベージュ、黒を着用可とする。ただし、体育の活動時は脱ぐようにする。

(3) 靴下について

- ①色については**白のみ**とする。つま先やかかと部分の違う色は不可とする。
 - ・ワンポイントとライン入りまで可とし、その色は自由とする。
 - ・くるぶしソックスやルーズソックス、ハイソックスなど特殊なソックスの着用は不可。
- ②休日の部活動時におけるストッキングについてはユニフォームとみなし、許可する。

(4) 通学靴は、男女とも軽くて運動のできる紐靴で、色はすべて白とする。

- ①ラインやメーカーのロゴ部分も白とし、紐の色も白とする。
- ②ローカットシューズのみとする。くるぶしが出るものを着用する。



(5) 上履き(シューズ)には正しく記名(かかと)をする。また自分の氏名以外のものは書かない。

(6) 通学用のカバンについて

- ①**ふたができるもの**で、肩かけ式・リュック式のいずれでもよい。巾着(きんちやく)やビニール袋などは不可。色については、できるだけ派手でない無地のものとする。学用品(その日1日の授業道具や体操服等)が入るもので、大きすぎたり、小さすぎたりしないものを使うこと。ウエストバッグ、ヒップバッグは許可しない。
- ②サブバッグは、布・エナメル製のもので口が閉じられるものとする。これもウエストバッグ、ヒップバッグ、ビニール袋、紙袋は許可しない。
- ③マスコット人形、キーホルダー等は華美にならない程度とする。

(7) 名札について

- ①男子の学生服や女子のベスト、ボックスには左胸の所につける。
- ②男子の半袖シャツや合い服、女子の半袖シャツは左胸の所につけること。
- ③名札にシールを貼ったり、加工したりしない。また、他人へ渡したりしない。

(8) 頭髪は男女とも、清潔で端正なものとし、特殊な髪型はしないこと。

- ①前髪は目にかからない。
- ②パーマ、染色、剃り込み、カールなどは許可しない。
- ③長い髪はくくって、髪が肩にかかるようであればゴムで結ぶ。ただし、後ろ側で1つか左右で2つに結ぶこと。
* ゴムは布巻きの細いもの（輪状）でもよい。また、色は黒、紺、茶とする。
- ④髪留めはヘアピンを使用し、きちんと留めること。色は派手でないものを使うこと。
- ⑤整髪料は使用しない。
- ⑥アイロンの使用は禁止する。ただし、事情によって使用する場合は、保護者より担任へ相談し、許可申請を行う。
- ⑦特殊な髪型は禁止する。（アシンメトリーや極端なカットのような髪型は禁止する。）

(9) その他

- ①眉はそったり抜いたり、薄くしたり等の加工をしないこと。
- ②化粧、香水、マニキュア、爪磨き、アイプチ類を使用しないこと。
- ③制汗剤については、無香料のみ使用可とする。
- ④日差しが強い外での活動時には、日焼け止めを使用可とする。



3 学校内外の生活について

(1) 金銭の貸し借りや物品の貸し借り、売買はしないこと。

- ①現金や貴重品は原則学校に持ってこない。もし、必要上持ってきたときは必ず担任に預けること。
- ②携帯電話等の情報機器は学校に持ちこまないこと家庭の事情等で持たせる場合は、許可制とし、朝から職員室に預けることとする。
(許可証あり。)
- ③教科書の貸し借りはしない。
- ④教科書やワークは置いて帰ってよいもの以外は持ち帰ること。

(2) 故意、不注意による物品（ガラス、机、椅子等）の破損は、原則として弁償とする。

(3) 授業に不要な物品は原則として持ってこない。

(4) 不必要な夜間外出は禁止する。午後11時～夜明けまでの外出は補導の対象となる。

(5) 外出時間は、夏期（4月～10月）は午後7時まで、冬期（11月～3月）は、午後6時までとする。

(6) 生徒だけで校区外に出るときは、『身分証明書』を携行する。

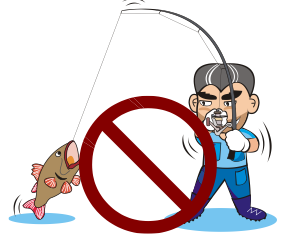
(7) 出入り禁止の場所

ゲームセンター、ビリヤード、カラオケボックス、店頭の遊技場、インターネットカフェなどへは生徒だけの利用はしない。

(8) 友人宅への外泊は禁止。非行やトラブルの原因になることが多いので絶対にしないこと。

(9) 登校したら、校外に出ることは許可しない。特別な事情がある場合は担任に申し出て許可を得ること。

(10) 自転車通学は許可しない。



4 その他

(1) 欠席、早退、遅刻、忌引、出席停止で事前にわかっているものについては、電話又は学びポケット及び文書で届け出ること。その際は必ず保護者に連絡を入れてもらうこと。また、病院等で少し学校を離れる場合（欠課になるとき）や諸事情で早退する場合は、担任や副担任の先生に連絡して学校を出ること。

(2) 住所変更や連絡先の変更はすみやかに届け出ること。

(3) 家庭や地域の災害、事故は届け出ること。

(4) アルバイトは原則禁止とする。家庭の事情で必要な場合は、学校長の承認を得ること。

(5) 釣りや遊泳は、禁止区域ではないこと。

(6) ナイフやカッターナイフ及びはさみ等の危険物の持ち込みは、絶対に禁止する。はさみについては、職員室にある貸し出し用を使用する。美術の授業で使用する彫刻刀は、美術科教員が預かり、管理する。

(7) 部活時の服装等について

①平日の練習中の服装は、体操服・ジャージを原則とする。ただし、部で揃えたTシャツであれば認めるが、帰宅時はTシャツだけでの下校は認めない。また、靴下も履き替えて下校するようにする。

②休日の練習中の服装は、①を原則とするが、登下校中は、部で揃えたTシャツ等も認める。

(8) 携帯電話の持ち込みに関しては、諸事情のため所持する場合、保護者から所持許可願を保護者に記入してもらい、登校後、速やかに担任に預け、下校時に受け取ること。

※ここに載っていないこと、判断できないことがあったら必ず先生に相談すること。